

令和元年 11 月 11 日

高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針

全国専修学校各種学校総連合会

第1章 指針策定の背景と必要性

国際化・情報化が急速に進展し、社会構造も急激かつ大きく変革していくなかで、各教育機関はそれぞれの教育段階において新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされている。そのためには、社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが重要であり、その具体的方策として高大接続改革による後期中等教育から高等教育レベルでの議論が進められてきた。

高大接続改革の議論については、「高大接続システム会議」によって最終報告がまとめられ、その後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場における検討結果によって、文部科学省より、平成29年に「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」が公表された。さらに、平成30年に「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正」が公表され、令和2年度より、令和3年4月入学者を対象とした大学入学共通テストの実施を始め、各大学が実施する個別の入試においても大きな変革が進められようとしている。

こうした大学入試の改革が中心的話題として取り沙汰されるが、本来は高等学校教育、大学教育、大学入試の3つが一体となった改革が高大接続改革である。これらの議論については、「①十分な知識・技能、②それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」が、平成19年の学校教育法の改正によって学力の3要素として位置づけられたことが出発点である。この知識・技能以外の要素を学力に位置づける見直しは、志望校選択が偏差値で制約される大学と異なり、専門学校にとっても大いに評価できるものである。

以上のように、大学教育や大学入試の改革のみならず、高等学校教育が新学習指導要領によって大きな変化を遂げようとしている中で、高等学校新卒者の16.4%、数にして約17.2万人（令和元年度文部科学省学校基本調査速報による）が進学する専門学校においても、軌を一にして高等学校教育の改革内容や教育現場の状況等について関心をもって把握、理解し、その変化を踏まえて、大学入試改革とは異なる手法で自らの教育と入試の内容を見直すことは大きな意義があることといえる。

大学教育や大学入試の改革は行政主導で実行され、特に大学入試は上述のとおり「大学入学者選抜実施要項」において規定され、個別大学はそれに則って内容を検討し実施していくこととなる。一方、専門学校の学生募集・入試のあり方については、これまで各都道府県協会等および各ブロックにおいて、一定のルールのもと運用されてきたことが、高等学校側との関係性の構築・維持の重要な要件であったことも事実である。

したがって、全専各連が今般の大学入試改革のような具体の願書受付始期や入試実施時期および入試区分（名称等）等の統一を図り、全都道府県の関係者の理解を得て共通のルール設定をすることは、各地域における専門学校と高等学校間の関係を考慮した場合、容易ではないと判断せざるを得ない。

しかしながら、高等学校側と協力や連携をしつつ、各都道府県協会等および各ブロックの地域特性に合わせた学生募集・入試に関する基本的な考え方を取りまとめることは重要である。あわせて高等学校側に適切に情報発信することで、専門学校の入試改革にとどまらず専門学校教育の特長・特性を改めて理解してもらい契機と考え、全専各連が策定する指針のもとに、都道府県協会等やブロック単位において、新たな専門学校入試要項の検討・導入に取り組むことは、専門学校教育の質保証や信頼向上に寄与するものと考えられる。

第2章 専門学校を取り巻く変化

1. 高等学校の教育改革について

(1) 新学習指導要領の移行状況

高等学校の新学習指導要領は、令和4年度から年次進行で実施段階に入っていく。今年度からすでに移行期間に入り、令和2年度には教科書検定が実施される。

(2) 新学習指導要領の概要 (文部科学省 高等学校学習指導要領の改訂ポイントより抜粋)

(ア) 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

(イ) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

A) 「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

B) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

C) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

D) 教科・科目構成の見直し

高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

(3) 出願書類等の電子化について

(ア) Japan e-Portfolio

- 各大学の入学者選抜において卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づいて学力の3要素を多面的・総合的に評価するために活用すること、及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的に、文部科学省より「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可された一般社団法人教育情報管理機構が提供するサービス。高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができるもの。(Japan e-Portfolio ホームページより抜粋)
- 令和元年度入試での実証事業に参画する大学は111大学。利用高等学校数は3,266校、生徒利用数は16万4,911人と公表されている。(文部科学省高等教育局 大学振興課大学入試室提供 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会配付資料より)
- (イ) 調査書の電子化
 - 文部科学省は、高校教員が記入する調査書の電子化を進め、令和4年度に実施される大学入試(令和5年4月入学者を対象)をめどに、全大学の全ての入試での電子化を目指している。学力の3要素における「主体性評価」について、同省では調査書の活用拡大を求め、項目の増加や枚数制限の撤廃などが示されている一方、調査書を作成する高等学校教員の負担軽減への対応と位置づけている。
 - また、すでに令和2年度大学入学者選抜実施要項においても、大学と高等学校とが合意の上で、大学は電磁的に記録した調査書の提出を求めることができるとされている。

2. 大学の教育改革について

(1) 3つの方針の策定・公表

生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現と、大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信することを目的とし、平成29年4月に施行された改正学校教育法施行規則により、全ての大学等において、以下の3つの方針(ポリシー)を一貫性あるものとして策定し、公表するものとされた。

- (ア) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
学生が身に付けるべき資質・能力の明確化<PDCAサイクルの起点>
- (イ) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化
- (ウ) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
入学者に求める学力の明確化、具体的な入学者選抜方法の明示。

(2) 3つの方針(ポリシー)の策定と運用の参考指針

- (ア) 3つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- (イ) 各大学において、①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら2つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- (ウ) 3つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- (エ) 3つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

3. 高大接続改革における大学入試の変革について

(1) 入試区分(入試名)の変更

多面的・総合的な評価の観点からの改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、以下のとおり入試名が変更される。

- ◆ 「ＡＯ入試」 ⇒ 「総合型選抜」
- ◆ 「推薦入試」 ⇒ 「学校推薦型選抜」
- ◆ 「一般入試」 ⇒ 「一般選抜」

(2) 願書受付始期・入試実施時期の変更

現行のＡＯ入試・推薦入試については、本来の趣旨・目的に沿った丁寧な選抜が行われていないのではないか、早期に合格が決定されることにより高等学校教育や本人の学習意欲に悪影響を及ぼしているのではないか、その後の大学教育への円滑な接続につながっていないのではないか、などの問題点が指摘されている。また本来的には教育課程に基づく学習を終える近い時期に、出願・合格発表が行われることが適当であるなど、高等学校教育への影響等を考慮する観点から、大学に関しては入学者選抜のプロセス（出願時期、実施時期、合格発表時期）について、以下のとおり新たな基準が設定された。

- ◆ 「総合型選抜」（現行、ＡＯ入試）

学力の３要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間を考慮するとともに、高等学校教育や本人の学習意欲への影響等の観点から、教育上より適切な出願時期とすることや、学校推薦型選抜の出願時期も考慮し設定。

 - 出 願 時 期：９月以降（現行８月以降）
 - 合格発表時期：１１月以降（現行設定無し）
- ◆ 「学校推薦型選抜」（現行、推薦入試）

高等学校の推薦を踏まえ、学力の３要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間と総合型選抜との関係も考慮し設定。

 - 出 願 時 期：１１月以降（現行通り）
 - 合格発表時期：１２月以降（現行設定無し）
- ◆ 「一般選抜」（現行、一般入試）および教科・科目に係るテストの実施時期
実施および合格発表時期は、学年暦との関係も踏まえ変更。
 - 出 願 時 期：２月１日～３月２５日まで（現行、２月１日～４月１５日まで）
 - 合格発表時期：３月３１日まで（現行、４月２０日まで）※ 学校推薦型選抜は一般選抜の試験期日の１０日前まで（学校推薦型選抜で「大学入学共通テスト」を活用する場合は、前日までのなるべく早い期日）に発表する。

(3) 入試内容の変更

現行のＡＯ入試や推薦入試について、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を問わない性格のものとして受け取られ、本来の趣旨・目的に沿ったものとなっていない面があり、入学後の大学教育に円滑につながられていない。また、現行の一般入試については、筆記試験に加え「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価する必要があるとし、各入試区分において学力の３要素を多面的・総合的に評価するため、以下のとおりの改善方策が実施される。

- ◆ 「総合型選抜」（現行、ＡＯ入試）

本人の記載する資料（活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等）を積極的に活用。
- ◆ 「学校推薦型選抜」（現行、推薦入試）

推薦書に、本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の３要素に関する評価を記載すること、および大学が選抜でこれらを活用することを必須化。
- ◆ 「総合型・学校推薦型選抜共通」

調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法【小論文等】、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など）または「大学入学共通テス

ト」のうち、少なくともいずれか1つの活用を必須化。

◆ 「一般選抜」(現行、一般入試)

調査書や志願者本人が記載する資料等(エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など)を積極的に活用。また、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記。

第3章 全専各連としての指針

全専各連は、以上のような高等学校教育や大学教育および大学入試の改革を受け、専門学校教育の特長・特性を改めて社会に発信していくために、各ブロックおよび各都道府県協会等において、その地域特性も考慮した学生募集・入試に関する基本的な考え方の取りまとめを推奨する。

1. 前提となる考え方

「第1章 指針策定の背景と必要性」との重複もあるが、「全専各連としての指針」という文書の体裁にのっとり、以下に改めて、専門学校における学生募集・入試に関する議論を進める際に前提となる考え方を整理する。

- 本指針の策定の背景として、高大接続改革(高等学校教育改革・大学教育改革・大学入試改革)と、その前提となる学力の3要素の多面的・総合的評価の意義を、専門学校として十分に理解する必要があること。
- 特に学力の3要素を育むための高等学校の教育改革は、ともすれば学力のみの評価に偏りがちな大学入試とは異なる、専門学校を進路選択・決定する視点として、有意な一面があること。
- 大学においては、3つの方針(ポリシー)を策定し公表することが義務づけられており、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」と「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を踏まえた「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づいて、学力の3要素を多面的・総合的に評価する入試への改善が求められていること。
- 一方、専門学校については、文部科学省において高大接続改革と並行して「高・専接続」ともいべき議論は、現状行われていないことを考慮する必要があること。
- したがって、高大接続改革が進められていることと軌を一にして、専門学校側も改めて自らの教育と学生募集・入試のあり方を見直し、高校生や保護者を含む高等学校側に適切に情報発信することには大きな意義があること。
- 専門学校における学生募集・入試のあり方に関する議論を行う際には、高等学校側との十分な連携・協議がきわめて重要であり、それにより高等学校側の専門学校理解を促進することとなること。

2. 留意すべき視点

前提となる考え方を踏まえて、各地域(各ブロックおよび各都道府県協会等)で議論する際に留意すべき視点を以下に整理する。

- 専門学校側の共通認識として、単なる学力本位の選抜ではなく、いわゆるAO入試に代表される、キャリア教育をベースとした職業に対する積極的な意識の確認と、本人の適性を重視するという考え方が、専門学校の学生募集・入試としてふさわしいことを再確認することが重要である。
- 大学は、現行制度の課題を改善し、学力の3要素を多面的・総合的に評価できるよう、入試

制度の見直しを図っている。一方で専門学校では、職業の多様性や専門分野の特性など職業教育の特質による学生募集の視点が強く、多岐にわたる職業との関連性から高等学校教育と直結しない教育分野もある。このような専門学校教育の実態などを考慮すれば、大学入試改革、こと入試区分（入試名）の変更に安易に同調することは、かえって高等学校の進路指導の現場において専門学校の学生募集・入試を分かりにくくしかねないとの指摘もある。

- 高等学校側との緊密な協議をとおして、地域特性に配慮した「方針」を策定し、大学とは異なる専門学校の学生募集・入試のスタンスを改めて高等学校側に情報発信し、理解促進を図ることが重要である。
- 今般の改革では、高等学校においては、学修成果として「何ができるようになるか」が求められ、そのために各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立が必要とされている。大学においても前述のように3つの方針（ポリシー）に基づいた改革が強く要請されている。
- 専門学校においても、質保証・向上の観点から職業実践専門課程の基本設計として導入された様々な仕組みが推奨されているが、産業界との連携を基本とするこの職業実践専門課程の理念に基づけば、①卒業時に目指す人材像の明確化、②そのために必要な教育課程の編成方針の明確化、③それらに基づいた学生募集方針の明確化が強く求められる。
- 入学が確定した生徒の入学前学習については、在籍している高等学校の理解のもと、キャリア教育および各専門学校（学科）の職業教育に即した適切な指導が行える体制を整えておくことが重要である。

3. 具体的対応策

最後に、全専各連としての具体的対応策を提示する。なお、具体の対応を推進するにあたっては、以下の点にも留意が必要である。

- 各ブロックおよび各都道府県協会等での議論を促進するとともに、先行事例も参照しつつ相互に議論の進展を確認するなどして、隣接する地域の取り組みと大きな齟齬が生じないように配慮することが重要。
- また各都道府県協会等は、高等学校側との緊密な連携・協議のもと、具体的な方針を策定することが重要。
- 各都道府県協会等は、取りまとめた事項について所轄庁（各都道府県）へ報告し取り組みへの理解を求めるとともに、都道府県協会等に所属していない非会員校への周知にも留意が必要。

(1) 協議・検討事項

(A) 入試区分（入試名） 【各ブロックおよび各都道府県協会等で取りまとめることを推奨】

大学の入試名の変更にこだわることなく、専門学校が求める学生像に相応しい、さらには高等学校の教員や生徒・保護者から見ても理解されやすい名称の検討が重要である。また、隣接する地域で入試名が異なることは、混乱を招きかねないことに配慮が必要である。

(B) 願書受付始期および入試実施時期

【各ブロックおよび各都道府県協会等で取りまとめることを推奨】

現行のAO入試、推薦入試、一般入試における願書受付始期および入試実施時期について、新たな学習指導要領に基づく高等学校教育や従来から高等学校側に指摘されてきた問題点等を踏まえ、現行制度を検証する必要がある。特にAO入試におけるエントリーや出願の早期化に対しては賛否があり、その時期については高等学校側が納得できる合理的な理由を取りまとめることが必須である。会員校としてさらなる共通理解のための議論を求めたい。

(C) 各専門学校における基本方針（3つのポリシー）の策定・公表

【各ブロックおよび各都道府県協会等で取りまとめを推奨し、各専門学校へ奨励】
専門学校教育の特長・特性はもとより、大学との差異を明確化するために、各専門学校において以下の基本の方針（3つのポリシー）を明確化し、公表することが望ましい。

- ① 建学の精神や教育理念に基づき、産業界との連携により育成する人材像を明確化すること [大学の「ディプロマ・ポリシー」を参照]
各専門学校において、卒業時にどのような能力を身につけさせ社会に輩出するのかを明確にする。また、資格取得や就職等の客観的指標について具体的目標数値を明示する。
- ② そのために必要な教育内容等を設定し、実施・評価のあり方を含む教育課程編成方針を明確化すること [大学の「カリキュラム・ポリシー」を参照]
各専門学校において、到達目標達成のために、どのような科目をもって教育課程を編成し、実施・評価するのか、シラバスやコマシラバス等の公開を含め明確にする。
- ③ これらを受けて、学校（学科）としての学生募集方針を明確化すること [大学の「アドミッション・ポリシー」を参照]
 - (ア)各専門学校がどのような生徒を受け入れたいのか
 - (イ)そのために、高等学校までに何を学び習得してきてほしいのか
 - (ウ)どのような方法で入試を実施するのか（高等学校での学び、特に学力の3要素をどのように評価するのか、もしくは別の観点での評価を実施するのか）
上記3点を明確にする。

これら（A）～（C）について、ブロックおよび都道府県協会等さらには個別の専門学校のそれぞれの段階で、協議・検討すべきことを改めて以下に整理する。なお、各ブロック、各都道府県協会等としての対応については、相互に配慮が必要との趣旨から内容的に同様の文章となっているが、いずれの組織での協議・検討を優先するかについては、地域の事情に配慮の上それぞれに判断願いたい。

各ブロックとしての対応 **九州ブロック**

- 入試区分（入試名）、願書受付始期および入試実施時期、各専門学校における基本の方針（3つのポリシー）の策定・公表のあり方について協議・検討し取りまとめること。
- その際に、ブロックを構成する各都道府県協会等における議論や高等学校との関係性に配慮し、共通理解が図られるよう務めること。

各都道府県協会等としての対応 **長門会**

- 各ブロックとしての対応と同様に、入試区分（入試名）、願書受付始期および入試実施時期、各専門学校における基本の方針（3つのポリシー）の策定・公表のあり方について協議・検討し取りまとめること。
- その際には、各ブロックが各都道府県協会等の議論に配慮すると同様に、各都道府県協会等においても当該ブロックでの議論に配慮すること。

各専門学校としての対応

- 各ブロックおよび各都道府県協会等で取りまとめた事項について、入試区分（入試名）、願書受付始期および入試実施時期を個別の専門学校で順守すること。
- あわせて、各専門学校における基本の方針（3つのポリシー）については、各ブロックおよび各都道府県協会等で決定した方針を順守すること。

(2) 各ブロックおよび各都道府県協会等における取りまとめと周知

各ブロックおよび各都道府県協会等における、上記(A)～(C)の協議・検討の結果については、以下のように取りまとめた上で、所轄庁(都道府県)へ報告し取り組みへの理解を求めるとともに、専門学校全体の評価の向上という観点から、会員校はもとより非会員校も含めた周知徹底と、さらには高等学校への周知活動をとおした連携強化の促進を推奨する。

なお、専門学校の学生募集・入試のあり方に関する検討の先行事例として、平成31年3月に取りまとめられた大阪府専修学校各種学校連合会(以下、大専各)の「高大接続改革対応特別委員会『最終報告』」(以下、「最終報告」)およびそれに基づき策定された「令和2年度専門学校入試に関する実施要項」がある。(P1.5-23)

7月に開催された近畿ブロックの大会においても、これらの対応について近畿ブロック内における統一や推奨が決議されている。

また、9月に福岡県専修学校各種学校協会が通知「令和3年度4月入学者入試にあたって」を会員校に発出したところである。

各地域での協議・検討の際には、これら先行事例の議論についても参考とされたい。

【タイトル例】

「〇〇ブロック(〇〇県)における専門学校の学生募集・入試に関する方針」

「〇〇ブロック(〇〇県)〇〇年度 専門学校入試要項」

【構成例】

①方針取りまとめの趣旨と経緯

- ・ 方針取りまとめの背景
- ・ 議論の経緯(高等学校側との協議の経緯含む) など

②入試区分(入試名称)

* 大専各の方針: 現行のままで対応。(詳細は「最終報告」P15参照)

③願書受付始期および入試実施時期

* 大専各の方針: AO入試は9月以降、推薦入試は10月以降、一般入試は10月以降。(詳細は「最終報告」P16～参照)

④各専門学校における基本的方針の策定・公表

* 大専各の方針: 「専門学校の3つのポリシーの策定・公表」。(詳細は「最終報告」P18～参照)

参考: 大阪府連合会 高大接続改革対応特別委員会「最終報告」

http://www.daisenkaku.or.jp/uing/p000001_houkokusyo.pdf

大阪府連合会 令和2年度 専門学校入試に関する実施要項

http://www.daisenkaku.or.jp/uing/p000001_nyushi%20jissiyokou.pdf

近畿ブロック 大会決議

<http://www.zensenkaku.gr.jp/koho/plusweb/koho183web03.pdf>

福岡県協会 令和3年度4月入学者入試にあたって

<http://www.fsk-net.or.jp/news/no/80/>